

船舶事故調査報告書

平成24年4月5日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成22年8月8日（日） 12時00分ごろ
発生場所	滋賀県守山市琵琶湖大橋南東側付近 守山市所在の今浜三等三角点から真方位254° 1,430m付近 （概位 北緯35° 07.0′ 東経135° 56.5′）
事故調査の経過	平成22年8月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか2人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 水上オートバイ で ^{よしだ} こ吉田、5トン未満 253-25471 滋賀、個人所有 2.66m (Lr) × 1.07m × 0.40m、FRP ガソリン機関、95.60kW、平成12年4月、最大搭載人員3人 B 水上オートバイ ^ひ hide、5トン未満 253-26831 滋賀、個人所有 2.64m (Lr) × 1.08m × 0.40m、FRP ガソリン機関、73.55kW、平成13年4月、最大搭載人員3人
乗組員等に関する情報	A 操縦者A 男性 42歳 操縦免許証 なし B 船長B 男性 42歳 旧四級小型船舶操縦士（失効中） 免許登録日 平成4年7月3日 免許証交付日 平成14年6月25日 （平成19年7月2日まで有効）
死傷者等	A 死亡 1人（同乗者A ₂ ） B なし
損傷	A 船尾部に凹損、操縦ハンドル折損 B 船首部に擦過傷
事故の経過	A船は、操縦者A、同乗者A ₁ 及び同乗者A ₂ が乗船し、操縦者Aが座席中央に座り、同乗者A ₁ を同座席の前部に、同乗者A ₂ を同座席の後部にそれぞれ乗せ、守山市所在のマリーナの水上オートバイ発着専用棧橋（以下「専用棧橋」という。）から離棧し、速力約60km/hで西進した。 その後、操縦者Aは、同乗者A ₁ （操縦免許証なし）と操縦を交替するためにA船を停止することとしたが、後方を確認していなかったため、B船が右舷後方に接近していることに気付かずに減速し、平成22年8月8日12時00分ごろ、マリーナ西方沖約370m付近において、A船の船尾部とB船の船首部が衝突した。

	<p>B船は、船長Bほか2人が乗船し、船長Bが座席中央に座り、同乗者を同座席の前部及び後部に乗せ、A船が離棧したのち、西進した。</p> <p>船長Bは、A船の右舷後方から追走する態勢で接近し、A船との距離が約30mとなったとき、A船の速力が落ち、操縦ハンドルを切る間もなくA船と衝突した。</p> <p>A船は、乗船者全員が前方に重なるようにして倒れ、同乗者A₂がB船との間に挟まれた。</p> <p>同乗者A₂は、意識不明状態でB船に寄せられてマリーナに戻り、救急車で病院に搬送されたが、16時53分ごろ死亡が確認された。死因は腹腔内出血性ショック死であった。</p>	
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 2、気温 約32℃、視界 良好 海象：湖面 平穏</p>	
<p>その他の事項</p>	<p>A船及びB船の乗船者は、全員が救命胴衣を着用していた。</p> <p>マリーナ付近の水域では、本事故当時、10数隻の水上オートバイが遊走していた。</p> <p>専用棧橋の出入りに設けられた掲示板には、水上オートバイを操縦するには操縦免許証が必要であること、及び酒酔い操船の禁止の旨が記載されていた。</p> <p>操縦者Aは、操縦免許証を受有しておらず、また、船長Bは、操縦免許証が失効していた。</p> <p>A船及びB船の所有者は、上記の事実を知らなかった。</p> <p>操縦者Aは、A船を操縦する前、バーベキューをしていたときに350mlの缶ビールを1.5本、船長Bは、350mlの缶ビールを1本飲んでいった。</p> <p>警察が実施した本事故直後のアルコール検査の結果、操縦者A及び船長Bの吸気アルコール濃度は、各々0.05mg/l及び0.17mg/lであった。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>A船は、琵琶湖湖南において、B船の左舷前方を先行中、操縦者Aが、後方の見張りを行わずに減速したことから、B船が右舷後方に接近していたことに気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、A船の右舷後方を遊走中、船長Bが、A船との船間距離をとっていなかったことから、A船との衝突を避けることができず、A船と衝突した可能性があると考えられる。</p> <p>B船は、A船と衝突して、座席後部側からA船のハンドル方に向けて乗り揚がる際、座席後部に座っていた同乗者A₂に当たったものと考えられる。</p> <p>操縦者A及び船長Bは、操縦免許証を受有していなかったことなどから、A船及びB船を操縦してはならなかった。</p>

	操縦者A及び船長Bは、飲酒をしたのちに操縦していたが、飲酒による影響は個人差があるが、操縦に影響を与えた可能性があると考えられる。
原因	本事故は、琵琶湖湖南において、A船がB船の左舷前方に位置して共に遊走中、操縦者Aが後方の見張りを行わずに減速し、また、B船がA船との船間距離をとっていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水上オートバイの所有者は、操縦免許証を有する者に操縦させるように管理すること。 ・水上オートバイの操縦者は、飲酒の影響で正常な操縦ができなくなるおそれがあることから、飲酒をしたのちの操縦は行わないこと。